

I C Tサービス安心・安全研究会
個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG
(第7回会合 議事要旨)

平成27年6月25日

1 日時 平成27年6月25日(木) 15:00～17:00

2 場所 総務省8階 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

○構成員

新美構成員(主査)、宇賀構成員(主査代理)、大谷構成員、川出構成員、木村構成員、桑子構成員、小林構成員、佐伯構成員、宍戸構成員、林構成員、森構成員

(欠席:太田構成員、新保構成員、長田構成員)

○オブザーバー等

日本インターネットプロバイダー協会(木村氏)、電気通信事業者協会(古賀氏、高田氏)、テレコムサービス協会(丸橋氏、三膳氏)、全国携帯電話販売代理店協会(直田氏)、日本データ通信協会 テレコム・アイザック推進会議(小山氏)、日本マイクロソフト(久保田氏)、ヤフー(吉川氏)、グーグル(李氏)、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(横澤田参事官補佐)、消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室(長窪課長補佐)、経済産業省商務情報政策局情報経済課(角田課長補佐)

○総務省

吉田電気通信事業部長、吉田消費者行政課長、藤波消費者行政課企画官、柘植消費者行政課専門職、渡邊消費者行政課専門職

4 議事

(1) 開会

(2) 議題

(1) インターネット上での個人情報・利用者情報等の取扱い等について

(2) その他

(3) 閉会

5 議事要旨

(1) 開会

(2) 議題

事務局から資料「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応について」報告書（素案）について説明があった。

○自由討議

- ・ 3 ページに博多駅事件決定を取り上げている。知る権利について触れた最高裁判例として非常に重要なものだが、直接的にはこれは報道機関等の報道の自由、取材の自由へとつながっていくという文脈で、国民の知る権利について述べている判例である。一般に法廷メモ訴訟と呼ばれる平成元年3月8日の大法廷判決もあり、各人がさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する自由というのは憲法上、尊重に値するという説示も、インターネット上の個人の利用という観点からは、参考になりうるので、書き込んでいただきたい。

15 ページの、検索事業者による取組について、グーグル社において、児童ポルノ等以外にもリベンジポルノに関する削除についても対応するという報道もあったが、事実関係を確認の上、必要であれば追加で記述すると良いのではないかと。

28 ページ、オ. インターネット上の情報に関する責任の所在について、内容には賛成だが、オの第1段落において「プロバイダはあくまで情報を媒介する者であり、情報の発信者ではない」と書くと同時に、2段落目の下から2行目には、「プロバイダや検索事業者には、個人の権利救済のために」云々とある。悪意を持って読むと、1段落目において、あえて検索事業者を落としているのか、検索事業者は情報の発信者であるのかという読まれ方もされかねない。若干危惧するので、1段落目のところも「プロバイダや検索事業者はあくまで情報を媒介する者であり」と書いたほうが良いのではないかと。

← 大阪高裁の判決では、スニペットについては検索事業者によって表示されたとしているところ、ここでは、検索事業者が必ずしも情報を媒介する者ではないという趣旨ではないが、書き方については工夫したい。

← そうであれば、1段落目の「プロバイダはあくまで情報を媒介する者であり、情報の発信者ではない」は落として、前の「損害の賠償についても第一義的な責任は情報の媒介者ではなく情報の発信者にある」とするなど書き方を工夫していただきたい。

- ・ 次に33ページの最後、インターネット利用者等のリテラシー、あるいはモラルの向

上について、関連事業者がまずしっかりやっていくということは賛成だが、それに加え、「総務省をはじめとする関係省庁もこれらの取組を積極的にサポートしていくことが望まれる」について、総務省が積極的に関係省庁をサポートしていくよう、可能な範囲でしっかり働きかけをしていただきたい。

- 13ページが一番上の2行目の「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」について、括弧書きで「いわゆるリベンジポルノ防止法」と書いたほうがわかりやすい。
- 2ページの上から7行目「個人が特定され」について、プロファイリングに関して今後検討する際に問題が出てくるのではと思っている。例えば、「個人の範囲が限定され」等の方がその後の議論がしやすいのではないか。

また、28ページのオからカにかけて、もう少し議論を発展させたほうが良いと思う。少しお話しすると、アメリカの法と経済学では、例えば損害賠償等の責任について、一番リスク回避を安い価格でできる人に負わせたほうが良い、その意味でプロバイダにいろんな責任を負ってもらうのが良いといった議論もある。また、別の視点だが、通信の秘密を守らなきゃいけないというキャリアサイドに近いプロバイダと、そうでないプロバイダがあり、この間のバランスをどうするかという問題もある。オとカはさらに議論が深まるのを期待している。

- 30ページのイの広範な関係者の参加する自主的取組に係る情報共有の場の検討に関して、31ページの真ん中に、「関係者間の情報共有等」とあるが、ここに総務省の名前がない。情報共有等の取組には、従来の通信4団体の他、外国事業者や消費者団体等も含めた情報共有の場を設けることについて検討することとされているが、誰が主導するのか懸念される。
- 2ページのインターネット上の情報等の取扱いに関する国際的な動向について、EUの動向しかまとめられていない。アメリカでは判例の蓄積において対応しているとか、あるいはアジアパシフィックのDPA会議、APPAのところで、忘れられる権利をアジア諸国に導入するかという議論が交わされたが結果としては見送ったなど、ほかの国際的な動向を含むといいのではないか。

← これは目に見える動きがあったのはヨーロッパが中心だったためであるが、検討させていただきたい。

- 次に、個人の救済と表現の自由、知る権利との適切なバランスを考えていただい

るが、救済に当たり、従来どおり裁判等の法的な手続を通じての方法と、検索エンジン等が自主的な取組として削除する方法の2つがある。弊社としては、自主的な取組は責任を持ってやっていきたいと思う一方、削除を要求する側の一方的な言論に基づいてしか削除等の判断ができないという副作用が生じてしまうということにも目を向けていただきたい。

具体的に言うと、通常の一当事者が対立する裁判では当事者同士が意見を戦わせることができるが、我々が削除を行う際は、例えば過去の犯罪歴を検索結果から消せといった人がいた場合、我々は削除要請の対象となっている表現行為そのものを行った当事者ではないことから、なかなか事実発見が事業者側の自主的な取組では十分でない部分がある。

← 1社だけで削除の申出に対応するのは大変難しい。個社で対応するのではなく、オープンフォーラムのようなものを考えるのも、1つの方法と思う。裁判による解決との間での何らかの中間的な解決の場が必要ではないかということを目指したい。

← 対策についてはいろいろ考え方があると思うが、報告書は個人の救済の高まりで、すぐにプロバイダの責任となっているようにも読める。報告書の基本的な方向性に異論はないが、プロバイダ等が削除するときに、当該削除要請の対象となっている表現行為を行った者の言い分を踏まえた削除が行われない恐れがあるという副作用について議論があったことについて明記していただければよい。

← ただいまの指摘は非常に重要。裁判ではきちとした手続がなされる一方でコストや時間がかかるという指摘もあり、そこをどう考えていくかということだと思う。どのように解決していくのかについては、フォーラムや、削除等に関する透明性を高めるといった方法があると思うが、検討させていただきたい。

・ 14ページの近時の裁判例について、検索事業者に表示責任があるとの事例が紹介されているが、これ以前の判例では、検索事業者は媒介者という判例もあったと第5回会合において構成員から報告されていたと記憶しており、双方の記述を入れていただきたい。

・ 16ページの現状における課題について、「こういう課題が指摘される場合もある」という記述と、「一様にこういう課題がある」という記述がある。課題の1点目は「極めて困難である」、2点目が「利用者にとってわかりにくい」とされており、確かにこういう

場合もあると思うが、この書き方だと、全てのケースについて一様にこうであると読めてしまう。課題で挙げている4点目、5点目は、「〇〇の場合がある」という書きぶりになっているので、もし「こういう場合がある」というような留保付きの形で書けるなら、そのように書いていただきたい。

- ・ 33ページ④インターネット利用者等のリテラシー・モラル向上について、「現在、青少年に関しては」とあるが、青少年に限らずいろんな活動、取組が行われていると思う。「青少年に関しては」と入れた背景があれば教えていただきたい。また、「最低限必要なリテラシーやモラル」に関して、レベル感を教えていただきたい。

← 青少年については、青少年インターネット環境整備法があり、その枠組みの中で様々な取組を行っているのでこのような記述としているが、特に異論がなければ、必ずしも青少年に限定をする必要もないと思う。

← 「最低限必要なリテラシーやモラル」のレベル感については、この場で議論いただきたい。

← 最低限度、あるいは最小限度必要なリテラシーとかモラルが何かというのは、一概には示せない。私は安心ネットづくり促進協議会の一員としてI-ROI等と話をしている、どういうものが共通認識として必要なリテラシーなのかを詰めていく作業をすべきだということで、作業を開始しようという段階にある。

← リテラシー、モラルについて、最近では、インターネットを使うという前提が成り立っていない状況になっていて、アプリを使って書き込み等をやっているという状況。実際にツイッターに投稿している人たちの中に、インターネットという言葉は多分ない。そういう状況におけるモラルとは何かという話だと、これまでと全然違うエリアに持っていけないといけないだろう。

今後IoT等の時代において今後変化するであろうプライバシー等の考え方、今までは個人が被害を受けるだけとか、ほかの人が見たりとかというのはあったかもしれないが、今後、ビッグデータに使われたくないとか、そういうエリアに突入すると思う。

そのとき、どのようなリテラシーを持ってもらうのか、そもそもコンピューター、ネットを使う以前の日常生活のリテラシーである気もする。

← 個人情報、利用者情報という観点から見て、どのレベルのリテラシーが最小限度必要かというのは、これから詰めていく必要があるだろうし、テクノロジーの進歩に合わせて中身も変わってくると思うので、不断に関係者が努力して、最低限これだけは知って

ほしいというのを詰めていく必要がある。その先は、今申し上げた安心協で青少年を前提にどうするか、そういう作業を事業者の皆さんも含めてやっていこうかということを始めようという段階にある。

- ・ 33ページの表現は、わりと違和感なく読めていた。そのときに前提としていたのは、青少年の場合は、いろいろなことが啓発資料になっており、例えば個人情報はアップしてはだめだとか、知らない人と約束してはだめだとか、お友達が嫌がるようなことを書きちゃだめだとか、そういうものがあるが、大人についてはあまりない。

そこが最低限のところとつながっていて、例えば大人の場合、インターネットで知り合った人とオフで会うのはやめましょうみたいなことはなく、それは自己責任ということになると思う。他方で、個人情報についても自己責任なのだが、機微なものをクラウドに置くのはやめましょうとか、お友達が傷つくようなことをやると、後で裁判等面倒なことになりますよとか、子どもに言っていることのうち、ある程度は大人にも言ったほうがいいことがあり、そこが最低限なのではと考えながら読んでいた。

- ・ 33ページの④のところ、「青少年に関しては」という書きぶりだが、これまでは、青少年を中心にいろいろと対応してきたと思うが、現状として、高齢者を含めて幅広く問題が出てきているという状況なので、今後は高齢者も含めた全ての国民に対しての取組が必要となるという書きぶりがいいのではないか。

← 高齢者に関してもいろいろ取組をされている方も知っているし、自治体でそういう取組をしているところもあると聞いている。また、消費者団体においても、青少年だけではなく一般の方に対してリテラシーの講習をしているので、全ての国民に対する取組が必要ということは入れていただきたい。

あと1点、「最低限」という言葉は必要なのか。必要なリテラシーという言い方でいいのではないか。

それから、今後どのようなサービスが出てくるかわからないので、そういったことにも随時対応していくような書きぶりが入ると、いいのではないか。

- ← 33ページのリテラシー、モラルについて、事実関係の裏づけが少し足りないと思うところがある。例えば情報の発信者の意識の状況について、行為の違法性や責任等について、本当に無意識にやっているのか、ある程度認識しつつ、あえてやってしまうという人も数多く見られる。そうした事実関係の詰めは、今後の取組としてやっていく必要があり、定量的な調査も必要と思っている。

- ・ 今、ネットでの失敗に対するペナルティーが大き過ぎるということを感じている。言い方は悪いが、失敗して覚えることは重要だと思う。その失敗ぐらいは許容できるぐらいのリテラシーも大事ではないか。例えば、いわゆるさまざまな失敗に対して、実際に裁判になれば罰なり何なりが出ると思うが、それ以上の社会的な、言い方は悪いが制裁みたいなものが起きている現状というのを危惧している。今回の話ではないが、どこかで考えていかなければならないと思う。
- ← これは責任ということ論ずる場合に非常に大きな課題を示していると思う。責任を果たすという場合、どこまで責任を果たしたらよいのかということで、社会的な意味制裁まで含めて責任だという立場もあれば、法的な責任をきちんと果たせばそれよしという考え方もあり、今後きちんと議論していきたい。
- ・ 先ほどリテラシーとかモラル向上のための取組の話が出たが、カナダのオンタリオ州では、学校で生徒に情報公開とか、個人情報の教育をするように、州の文部省に働きかけて教材をつくって、生徒たちにそういう教育をやっている。その中で、どうやってインターネットを利用していくべきか、自分や他人のプライバシーをどうやって守るかということにも、学校教育の中で取り組んでいる。日本でもそういった教材を取り寄せて、インターネットに係るリテラシーやモラルの教育の際の参考にできるのではないか。
- ・ インターネットは全世界に通じており、情報を発信してしまうと、全世界に流れてしまい取り返しがつかない。それは共通認識だと思うが、初心者、例えば青少年の場合はそれをあまり考えず、落書きするような感覚でネットに個人情報を出してしまう。いわゆるSNSの場合には、公開範囲があるが、最初は公開範囲が広く設定されていることが多く、知らずに情報を出してしまう。使っていくと、範囲を狭めることができることがわかってくる。最初から公開範囲の設定方法がわかっているならば、そういう失敗も防げるのではないか。
- ・ これまでの指摘を踏まえた上で、事務局で修正を行い7月16日に開催予定のICTサービス安心・安全研究会に報告し、同研究会の報告書として取りまとめることとした。

以上